

第5回入間市児童福祉審議会 意見・質問一覧

No.	委員名	資料No.	項目	ご意見・ご質問	回答
1	池田会長	資料5-1	<p>入間市子ども・若者未来応援プランの点検・評価について(案)のP1について</p> <p>「子ども・子育て支援事業計画の進行管理」令和2年度[一枚目の表]</p> <p>子ども・若者未来応援プラン「市独自の目標値の進行管理」令和2年度・</p>	<p>子ども・子育て支援事業計画の点検・評価については、前期計画と同じ方法である達成率によりA~Dの4段階で評価するとあるが、これまでの審議過程において、ショートステイや病児病後児子育て緊急サポート事業などの必ずしも定量のみで評価をすべきでない事業が存在する。例えば、利用が少ないことはニーズが減少し望ましいものだったり、反対にPRが足りず目標値と乖離するものもある。しかしながら国が示す評価指標も待機児童問題を主眼とした定量評価であることから、本市の新プランから適用する評価には、定量評価に加えて定性評価が必要と思われる事業については、「独自フラグ」を記し達成率に満たない場合でも、サービス利用者の満足度等を勘案して評価の区分を変更することができる仕組みとすることはできないか。</p> <p>予算額と決算額が入り透明性が高くなった。事業費・人件費を合算した総事業費を表示する方向か。セーフティネット等の実績が少ないことをもって予算が減じられることがないようお願いしたい。</p> <p>事業No. 5 指標として「児童虐待対応人数」とあるが、具体的にどのような人数か教えてほしい。虐待</p>	<p>数値のみでの評価に馴染まない事業については、第一期子ども・子育て支援事業計画の評価で行ってきたとおり、施設の整備状況や受入先の確保など、セーフティネットとして整備状況等勘案し評価を行います。また、その旨を、「入間市子ども・若者未来応援プランの点検・評価について」に明記します。</p> <p>なお、「独自フラグ」は立てず、すべての事業について、質の向上の進捗状況も加味して、点検・評価を行うよう評価方法を整備します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総事業費を表示します。</li> <li>・予算については、各事業の「確保の内容」を整備できるよう、歳入を確保しつつ、財政当局と調整して予算確保してまいります。</li> <li>・「児童虐待対応人数」とは、児童虐待の受付件数のことです。</li> <li>・児童虐待の対応件数が増加している要因の一</li> </ul>

			総括〔二枚目と三枚目の表〕	の相談件数や通報件数は増加傾向にあり、それに対応した児童の数なのか、対応した保健師等の延人数なのか不明。市町村の役割として予防・早期発見の連携強化だと感じるが何を測っていくのか。	つとして、児童虐待への認知が進み、市民からの通報が増えていると考えています。オレンジリボン運動や講演会等を通じて、児童虐待への理解を深め、早期発見に繋げていくことを、指標で測っていくものです。
2	池田会長	資料5-2	入間市障がい者福祉プラン（原案）＜意見＞	「障害」の害のひらがな表記について、平成29年11月17日第6回児童福祉審議会にて私が質問した問題提起を、真摯に受け止め関係部局で検討いただいたことに感謝します。また、プラン名称においてもひらがな表記へ変更いただいたことを大変高く評価したいです。入間市障がい者福祉プラン原案の表紙の裏にある表記の説明書きの趣旨を踏まえて、児童福祉審議会審議会でも取り扱う障害の「害」の字についても、同様の取り扱いとしていただきたく検討してほしい。	今後、児童福祉審議会審議会でも取り扱う障害の「害」の字についても、ひらがな表記にしてまいります。ただし、法令等に基づく制度や施設名等の固有名詞については、そこで使用されている表記を用います。
3	野口泰子委員	資料5-1	入間市子ども・若者未来応援プランの点検・評価について（案）	入間市子ども・若者未来応援プラン「子ども・子育て支援事業計画の進行管理」が見づらい、読みづらいので文字を大きくしてほしい。	文字が小さく見づらい資料となり、大変申し訳ありませんでした。次回以降、文字を大きくし見やすい資料を用意いたします。
4	野口泰子委員	資料5-2	巻末にある用語解説  現状の課題  (3)内容の中に	P67を入れる方が良い 出来れば、P67の用語解説を別紙で見やすくしてほしい。又は、ページ内に解説が入るとわかりやすい  P15 避難訓練において、自主防災会と民生委員との連携を推進するとあるが、本当に連携が出来てない  P17 民生委員→民生委員 に訂正を	回答は、障がい者福祉プランのパブリックコメントとして、障害者支援課から市ホームページ上で、おおむね3月中旬に公開する予定です。  同上  障害者支援課に伝え、訂正を依頼しました。

4	宮岡委員	資料 5-1	入間市子ども・若者未来 応援プランの点検・評価 について（案）	目標値の点検について、数値だけを見て評価 することなく内容、質を見る必要がある。	質の向上の進捗状況も加味して、点検・評価 を行うよう評価方法を整備します。また、その 旨を、「入間市子ども・若者未来応援プランの点 検・評価について」に明記します。
5	苔縄委員	資料 5-1	4 各指標の点検・評価方 法の項の中の ※目標値を設定してい ない事業については～ … と 入間市子ども・若者未来 応援プラン「子供の貧困 対策に関する大綱にお ける指標」に示されてい る目標値(令和6年度)	入間市子ども・若者未来応援プラン「子供 の貧困対策に関する大綱における指標」に示 されている目標値（令和6年度）「現状維持」 「現状値以上」「現状値以下」という表現は目 標値が設定されている・されていないのどち らに該当しますか？ 例えば入間市の現状値（H30 年度）が 「0.0%」の場合で目標値（令和6 年度）が 「現状維持」の場合には、「目標値の設定はな い」ととれます。 現状値を基準にされるのであれば、現状値の 数字をいれた上で、「現状維持」「現状値以 上」「現状値以下」のほうが取組みが明確では ないでしょうか。 目標値を設定していない事業はどのようなも のがあるのでしょうか？ 毎年度の進行管理の必要は感じませんが、問 題の量を毎年度じめに共有するのも ひとつの 方法ではないかと思います。	目標値は、「設定されている」に該当します。 例えば、「生活保護世帯に属する子どもの高 等学校等中退率」の現状値が「0.0%」というこ とは、中退者がなかったということであり、引 き続き中退者 0 人を目標とすることになります。  目標値が定められている令和6年度は、数値 及び「現状維持」等と記載します。令和2年度 から令和5年度までは、実績値のみを記載し、 進行管理を行います。 目標値を設定していない事業は、次世代育成 支援行動計画に相当する事業で、全109 事業の うち、76 事業あります。全ての事業を児童福祉 審議会点検・評価することが、難しいため、 所管する課において、アクションプランを立 て、それに向けて毎年度進行管理をすることと しました。なお、中間年見直しや次期計画の策 定時など、必要に応じて、事業の進捗状況を審 議会へ報告する予定です。
6	田辺委員	資料 5-1	進行管理の実施方法等 について	「入間市子ども・若者未来応援プラン」の点 検・評価の方法については、組織マネジメント (PDCA) を基本に所管課の内部評価を実施し	ご意見ありがとうございます。

			<p>更に、本審議会にて評価を実施するなど、必要な手続きを踏んでおり、進行管理体制が整えられている。</p> <p>各指標の点検・評価方法</p> <p>4段階評価は適切である。</p> <p>子供の貧困対策に関する大綱における指標</p> <p>スクールカウンセラーの配置率が示されている。各学校では、日々児童生徒の身近で相談に当たっている「さわやか相談員」の果たしている役割も大きい。「さわやか相談員」を指標の一つに加えたらと思うがいかがでしょうか。</p> <p>基本目標に対する評価</p> <p>基本目標と連動し施策の方向性、関連事業が明確になっているので、文章表現での総括的評価が適切に行われるものと思います。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>国が掲げる「子供の貧困対策に関する大綱」の指標と共通の項目を検証・比較し、当市における子どもの貧困対策の進捗状況を効果的に把握したいため、プラン書のとおり指標を設定しました。「さわやか相談員」及び同様の役割については、国の指標になかったため、指標に入れていません。</p> <p>「さわやか相談員」配置については、「基本目標 1 事業No.7 さわやか相談員、スクールソーシャルワーカー等の配置」に計画しており、所管課の学校教育課が、全中学校に配置することを目標に掲げ、進行管理を行います。</p> <p>ご意見ありがとうございます。</p>
7	石川委員	資料 5-1	<p>各指標の点検・評価の一覧表について</p> <p>対象が妊娠期から若者までの広い範囲なので、指標や所管課、令和6年度の目標値が記載されて、現在の令和2年度の達成状況も分かるようになっていて、とても分かりやすいと感じました。</p> <p>「子ども・子育て支援事業計画の進行管理」</p> <p>・子ども・子育て支援事業計画のみ予算額と、決算額が載せられた理由が知りたいと思</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>国が示している「子ども・子育て支援計画の達成状況の点検及び評価の基本指針」に、点検・</p>

			<p>いました。</p> <p>・子ども・子育て支援事業計画では、「幼児教育・保育の量の見込みと確保の内容」の進行管理表に1号認定等の内容も記載されており、初めての市民の方でも理解できると思いました。</p> <p>子供の貧困対策に関する部分では全国と入間市の現状が比較出来て分かりやすくなるのではと感じました。</p>	<p>評価内容の一つとして、費用の使途実績を点検評価し公表するよう記されています。基本指針に基づき、子ども・子育て支援事業計画に、予算額及び決算額を掲載することとしました。</p> <p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>ご意見ありがとうございます。</p>
8	島田委員	資料 5-1	<p>38 ショートステイ 所管課 こども支援課</p> <p>前回の児童福祉審議会でも意見・質問させてもらいましたが、地域子ども・子育て支援事業評価結果一覧表の子育て短期支援事業（以下、ショートステイ）に障害児の子どもの確保と実績が含まれていないのはなぜか？含まれていないのであれば達成率と評価を変更し、追加で障害児のショートステイの評価結果を追記する必要があると思います。</p> <p>その件も含め、今回の資料5-1 P3のショートステイについてもなぜ障害児のショートステイが含まれていないのか？</p> <p>入間市子ども・若者未来応援プランのショートステイに入間市の子どもである障害児が含まれていないことに問題を感じます。</p> <p>所管課がこども支援課になっているのであれば、障害児を含めたショートステイの相談</p>	<p>ショートステイ（子育て短期支援事業）は児童福祉法に基づく市の事業として、こども支援課が所管し、整備しています。</p> <p>「子育て短期支援事業」は※1 乳児院、※2 児童養護施設などの施設で児童を一時的に預かる入間市の事業であり、子ども・若者未来応援プランに目標を設定し、児童福祉審議会で進捗管理を行っているものです。</p> <p>一方、障がい児・者を対象とするショートステイ（短期入所）は、障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスとして別途整備されています。児童を受入可能な施設は「大樹の里」等県内に38施設があります。</p> <p>「短期入所」は入所、通所、訪問、相談など、障がい児・者を対象とする多様な障がい福祉サービスの一部であり障害者支援課が所管し、障</p>

と手続きをこども支援課で総括して進行管理して頂きたい。一般市民の立場からしてみれば、子ども・子育て支援事業計画のショートステイの所管課がこども支援課になっているのであれば、人間市の子どものショートステイをこども支援課だけで相談、手続き、利用出来ると考えると思う。

当事者家族としてみれば、実際に障害児のショートステイの相談に行くのは、障害者支援課なので、所管課に障害者支援課が入っていないことにも疑問を感じる。本来ならば、障害児の相談もこども支援課の窓口で総括してやっていただけたら分かりやすいのだが、障害児の相談、手続き、サービス利用は障害者支援課で、窓口の階も窓口もこども支援課と分けられていることが、どこまでこども支援課と障害者支援課が障害児の事業や情報を連携共有しているのか明確でないし分かりづらいと思う。もしショートステイに関して、障害者支援課と連携して行っているのであれば、所管課の欄に障害者支援課も追記すべきだと思います。

がい者福祉プラン（障害児福祉計画）に量の見込みなどを設定しています。

「子ども・若者未来応援プラン」と「障がい者福祉プラン」は相互に補完して障がい児支援を推進する関係にあります。児童を対象とする子育て支援事業と、障がい児・者を対象とする障がい福祉サービスの両方にショートステイの事業があるなどの点でわかりにくさが生じています。

上記のとおり、こども支援課と障害者支援課のショートステイが別の事業であるため窓口を一つにすることはできませんが、現在、関連機関の連携について、児童発達支援センターういずが中核的な役割を担っており、こども支援課、障害者支援課等の関係課、りぼん、地域の事業所が円滑に連携し、いずれの機関に相談された場合であっても、支援がつながり、保護者の負担を軽減できるよう、今後とも努めてまいります。

「子ども・若者未来応援プラン」のショートステイに関する所管課の表記についても、同様の理由により、障害者支援課を加えることは致しません。

なお、障がい児の子ども・子育て支援の利用ニーズ及び提供体制の整備目標等を「子ども・若者未来応援プラン」に盛り込むことについては、中間年見直しの際に検討してまいります。

※1 乳児院は「乳児(保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含

					<p>む。)を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設」とされています。県内には8施設があります。</p> <p>※2 児童養護施設は「保護者のない児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。）虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設」とされています。県内には22施設があります。</p>
9	島田委員	資料5-2	入間市障がい者福祉プラン（原案）	<p>資料5-2の入間市障がい者福祉プランを拝見しても感じるのですが、障害児の福祉プランは障害者福祉審議会で報告⇔意見・評価しているとの事ですが、児童福祉審議会と障害者福祉審議会の障害児福祉でわかれて審議している事が、どこまで児童福祉審議会で進行管理して、どこまでを障害者福祉審議会の障害児で進行管理しているのかがわかりづらく、どのように連携し、情報共有しているのかがわからない。</p> <p>障害者福祉審議会の児童も入間市の子どもであるのだから、こども支援課で総括して行うか、わかるのであれば、進行管理をどちらで行って、どちらで審議しているのか明確にし、連携内容を提示してもらいたい。</p> <p>窓口も同じ子どもを扱っているのであれば、同じ階のとなりに置く方が良いのではないかと。障害者福祉審議会の障害児の進行管理や福祉プランの審議を児童福祉審議会で行うなど一本化していった方がわかりやすく、明確で良い</p>	<p>回答は、障がい者福祉プランのパブリックコメントとして、障害者支援課から市ホームページ上で、おおむね3月中旬に公開する予定です。</p>

			と考えます。	
--	--	--	--------	--